

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「海風の国」佐世保の漁業・観光を支える港づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県及び長崎県佐世保市

## 3 地域再生計画の区域

長崎県佐世保市の区域の一部（早岐港、久津漁港）

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現況

佐世保市は長崎県北西部に位置し、昭和45年に発掘された泉福寺洞穴から約1万5千年前の石器が発見され、佐世保に人が住みついたのがかなり古いことが立証されている。また、岩下洞穴や下本山岩陰遺跡からは、縄文時代から弥生時代にかけてこの地で生活が営まれた痕跡が発見されている。その後、江戸時代は平戸藩に属し、明治にはいつてからは平戸県、のちの長崎県となり東彼杵郡下に置かれた。明治19年には軍港が設置、明治22年には海軍鎮守府開庁によってにわかに入々が集積し始め、明治35年には7,700世帯、人口45,800人に達し、同年4月に村から一足とびに市制を施行した。

昭和30年に西海国立公園の指定をうけて観光市立の足がかりをつくり、以後、弓張岳、石岳、鹿子前、烏帽子岳などの景勝地の開発整備が大幅に進められ、平成4年には観光の柱であるハウステンボス、平成6年には、もう一つの柱である九十九島を含む西海パールシーリゾート（現：九十九島パールシーリゾート）が開業した。平成9年には海上自衛隊佐世保史料館が開館され新たな観光スポットとして定着し観光施設も整いをみせる中、平成10年には市民待望の西九州自動車道佐世保道路（佐世保みなと～佐世保大塔間）が開通し、交通アクセスが充実してきた。平成30年には「黒島集落」が長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成施設として世界遺産に登録されている。

「平成の大合併」では、平成17年4月に2町（吉井町、世知原町）と合併、平成18年3月に2町（小佐々町、宇久町）、平成22年3月に2町（江迎町、鹿町町）と合併し、人口が26万人を超える新たな「佐世保市」となり、平成28年4月には中核市へと移行した。

早岐港は大村湾の北部に位置し、九州本土、針尾島、大島に囲まれた水域にある長崎県管理の地方港湾で、古くから集落があり、戦国時代、江戸時代には産業、交通、軍事上の要地として重視され、この地方第一の港町として栄えてきた。本計画に位置する大島地区は、針尾島と江上大島橋で結ばれた島であり、大村湾に面し、刺し網、延縄漁を主に行っている漁業が盛んな地区である。

久津漁港は、佐世保市が管理する第1種漁港であり、大村湾の北側港奥部に位置

し、東西方向に湾入した小さな入江の中にあり、年間を通じ風波の影響はほとんどなく、静穏な海域をもつ天然の良港である。周辺はほとんど小高い山地で覆われており、果樹園、水田が多く見られる。漁港の西方約1 km地点には、大型テーマパークのハウステンボスがある。また、大村湾に面しているため、沿岸漁業を中心として行われており、特産として有名な「大村湾なまこ」が多く獲られている。

#### 4-2 地域の課題

佐世保市では、人口減少による域内の市場規模の縮小と合わせて、労働力の中心となる15歳以上65歳未満の労働者の急減により労働力が減少することで、地域経済の縮小が予想されている。このような中、佐世保の経済を支える基幹産業の水産業の活性化により、地域産業を活性化させ経済を支えていくことが求められているが、佐世保の水産業においては、担い手不足や高齢化進行のほか、漁場環境の変化に伴う水揚げの減少や経済のデフレ傾向に伴う長期の魚価の低迷、港湾漁港施設の機能不足等による出漁機会の減少が課題となっている。

#### 4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、佐世保の経済を支える水産業及び観光を中心とした地域産業を活性化することとしており、早岐港では港湾施設の機能不足の解消による陸揚げ・準備時における高齢者の作業軽労化や効率化、出漁機会の増加及び就労環境の改善・安全性の向上を図る施設を総合的に整備することで、漁獲量の向上を図る。また、久津漁港では漁港施設においては、係留施設の利用における安全性の向上を図る。

この2港を総合的に整備することにより、佐世保市南部地域の基幹産業の活性化が図られるとともに、周辺の観光施設との連携を図ることによって地域経済の活性化を図る。

(目標1) 漁業者1人あたりの漁獲高

1,185百万円(基準年) → 1,296百万円(令和7年)

(目標2) 佐世保市観光客数

580百万人(平成30年) → 625百万人(令和7年)

### 5. 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

早岐港は、大島地区の漁業活動の拠点となる港整備を行うこととしており、係留施設不足により護岸等に係留している漁船が安全に漁業活動が出来るよう防波堤や岸壁、船揚場や道路の整備を行い、通常の利用及び荒天時や防災時に避難して行く周辺漁港の船舶の安全係留を実現する。

久津漁港は、既設係留施設利用の際の安全性向上を図るため、車止めの設置を行い、安定した漁業活動を目指す。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 地方創生港整備推進交付金【A3010】

#### [施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設（早岐港） 長崎県
- ・漁港施設（久津漁港） 佐世保市

#### [事業期間]

- ・港湾施設 令和3年度～令和7年度
- ・漁港施設 令和3年度

#### [整備量]

- ・港湾施設 外郭施設、係留施設、水域施設、臨港交通施設
- ・漁港施設 係留施設

#### [事業費]

総事業費	1,512,000 千円
港湾施設	1,502,000 千円（うち交付金 597,000 千円）
漁港施設	10,000 千円（うち交付金 5,000 千円）

#### [事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 早岐港の漁獲金額の維持 (百万円)	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000
指標2 観光消費額の増(百万円)	95,699	100,896	105,896	108,619	111,502	114,426

毎年度終了後に長崎県佐世保市による統計データを集計し、速やかに状況を把握する。

#### [事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

港湾及び漁港を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的な整備が可能となり、準備・陸揚作業の安全性向上、軽労化といった就労環境の実現を図る。以上のことから港湾及び漁港を一体的に整備することにより、地域再生の目標達成に資することが期待できる点で先導的な事業となっている。港湾施設（早岐港）は長崎県国土強靱化地域計画に基づき、漁港施設（久津漁港）は、佐世保市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「「海風の国」佐世保の漁業・観光を支える港づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏におけるブランド観光地域づくり事業

内 容 自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域（観光圏）において、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が2泊3日以上滞留・周遊できる魅力ある観光地域づくりを図る。

実施主体 佐世保観光コンベンション協会

実施期間 令和15年4月～令和6年3月

#### (2) 農水産物特産品販路拡大事業

内 容 佐世保市をはじめとする西九州圏域（松浦市、平戸市、小値賀町ほか）における魅力ある農水産物の認知度向上と販路開拓・拡大を目的として、SNSなどを活用した情報発信、イベントの開催及びバイヤーの招へいによる商談会等に取り組む。これにより、地域農水産物の販売額の向上を図る。

実施主体 佐世保市（松浦市、平戸市、新上五島町ほか）

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

#### (3) 「佐世保の魚」食プロジェクト

内 容 市内の交流人口増加を目的に「佐世保の魚」を扱う店舗支援を行う。

実施主体 佐世保商工会議所

実施期間 平成27年4月～令和6年3月

## 6 計画期間

令和3年度～令和7年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、データの集計を行い、速やかに状況を把握する。定量的な目標に関わる基礎データは、佐世保市の統計データを用い、中間評価、事後評価の際には、長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会にて評価を行う。

## 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	(基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
目標1 漁業者1人あたりの漁獲高	1,185万円	1,245万円	1,296万円
目標2 佐世保市観光客数	580万人	607万人	625万人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
漁業者1人あたりの漁獲高	佐世保市水産課ヒアリングより
観光客数	佐世保市観光課ヒアリングより

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
  1. 事業の進捗状況
  2. 総合的な評価や今後の方針

## 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

計画終了後、4に示す数値目標に照らし本計画全体の事後評価を行い、ホームページ等で公表する。